

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日A病院に受診し「悪性胸膜中皮腫」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院加療を行ったが、平成〇年〇月〇日に死亡した。

被災者によると、被災者は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、Bにおいて店舗改修工事、補修工事の修行を行い、その際、吹きつけの壁を解体するなどの石綿ばく露作業に従事した。同年〇月からはCの社長となり同作業に従事した。平成〇年〇月からは、被災者の息子のDが社長となり、社名をEに変更し、Dと一緒に同作業に従事した。平成〇年〇月からは被災者とDが社長となり、社名をF工房に変更し、平成〇年〇月〇日まで同作業に従事した。

請求人は、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者は労働基準法第9条に規定する労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者が労災保険法上の労働者であったと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法にいう労働者と同義であると解される。そこで被災者の労災保険法上の労働者性について、以下、検討する。

ア 被災者がC及びF工房の名称で作業に従事した期間（昭和○年○月から平成○年○月及び平成○年○月から平成○年○月）については、被災者は自分が社長であった旨述べていることから、労災保険法上の労働者であったとは認められない。

イ 被災者がEで作業に従事した期間（平成○年○月から同○年○月）については、息子のDが社長であったが、被災者は「給与という正式な形もありませんでしたし、出退勤管理もなく、私以外の労働者もいませんでした。たまに4、5人知り合いの方に手伝ってもらい日当を出していたくらいです。」と述べ、Dは「両親を役員として受け入れて経営していました。」と述べていることから、労災保険法上の労働者であったとは認められない。

ウ 被災者がBで作業に従事したと主張する期間（昭和○年○月から同○年○月）については、被災者の平成○年○月付け破産の申立中に「申立人はB（G市、内装業）で見習い職人として働き、1日7000円の日給の支払いを受けた。」との記述が認められることから、当審査会としても、関係資料を再

度精査したが、被災者の申述以外に当該事実を裏付ける客観的資料を見出すことができず、Bの存在自体も確認できなかった。

(2) なお、請求代理人は、一人親方であるとして不支給処分とされるのは納得できない旨主張しているが、一人親方等であっても特別加入することは可能であるところ、被災者が当該特別加入をしていたという事実は確認できない。

3 以上のとおりであるから、被災者が労災保険法上の労働者であったと認めることはできず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。